随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(ICTイノベーション推進室分)(令和7年7月分)

別組3

班	恵契約(,	ノロホー	サル等を除く)一覧表(IC	ハイノヘーンヨン推え	医至分 八节	和/牛/	月分)		別紙3
No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	ICTイノ ベーション 推進室	228-7264	戸籍クラウドとの接続に係る庁内 ネットワーク設定変更業務	富士通Japan株式会社 関西・中部公共ビジネス 統括部(大阪)	2,217,600	R7.7.31	本業務は、住民情報系ネットワーク上の端末と戸籍クラウドを通信可能な状態にするために、既設の庁内ネットワーク機器に必要な設定を行うものである。 当該業務を適切に履行するためには、既設の庁内ネットワーク機器の設定変更を行う必要がある。 当該機器は賃貸借契約により導入・保守されており機器に関する所有権を有し、かつ詳細な知識及び保守に係る技術を有する者以外では適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。仮に庁内ネットワーク及び庁内ネットワーク機器に係る詳細な知識を有しない者が本業務を履行すると、設定誤りにより障害を引き起こし、庁内ネットワークそのものを損なう恐れがあり、職員の業務および市民サービスに多大な影響を及ぼす可能性がある。 以上のことにより、本業務を適正に履行できるものは、当該庁内ネットワーク機器の賃貸借契約を締結した業者である富士通林式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受け、当該庁内ネットワークのび庁内ネットワーク機器に係る詳細な知識や技術等を有する富士通Japan株式会社以外では適正な履行ができないため、当該業者への随意契約を行うものである。	1者随契	
2									
3									
4									
5									